

令和 8 年 1 月 5 日

一時預かり事業をご利用の皆様へ

各務原市 こども政策課

那加中央保育所におけるこども誰でも通園制度実施にともなう

一時預かり事業の終了について

平素は本市の子育て支援にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、那加中央保育所の一時預かり事業は、国の新事業「こども誰でも通園制度」を実施するため、令和 8 年 3 月 31 日(火)をもって終了させていただくことになりました。

ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、那加中央保育所を登録されている方の変更手続きを、下記のとおりご案内します。

記

1. 登録園の変更手続きについて

電話の混雑を避けるため、登録園の変更は下記の専用 Web フォームからお手続きください。

【受付期間】

令和 8 年 1 月 5 日(月)～令和 8 年 3 月 23 日(月)

右の二次元コードからお手続きください。



【注意事項】

- 変更手続き後も、令和 8 年 3 月 31 日までは那加中央保育所をご利用いただけます。
- 変更先の園の予約は、申請から 10 日程度お待ちいただいてからお願いします。(市での登録更新に日数を要するため)
- 本フォームは那加中央保育所からの変更専用です。他の園の変更は下記へお電話ください。
- Web での手続きが困難な方は、下記へご相談ください。

2. 令和 8 年 4 月以降の公立施設における一時預かり事業について

現在、公立施設における新たな一時預かり事業の実施を計画しており、詳細につきましては令和 8 年 3 月 1 日発行の「広報かかみがはら」および市ウェブサイトにてお知らせいたします。

【本件に関するお問い合わせ】各務原市役所 こども政策課 こども政策係
電話:058-383-1555 (平日 8:30～17:15)